契約変更理由書

神戸市

工　事　名	神の谷トンネル補修工事

契約変更後の工事概要

トンネル補修工　1式　のり面工　1式　道路付属施設工　1式

設計変更の理由

・トンネル補修工のうち、ひび割れ注入工及び表面含浸工に先立つ、下地処理については当初、ケレン除去を想定していたところ、試験施工の結果、コンクリート下地塗膜研削刃によるディスクグラインダー研削作業が必要となったことから、既設表面被膜撤去工（下り線スパン１）が増となる。

・当初、下り線スパン１、２及び 28 の表面含浸工を計画していたが、現地精査の結果、既設表面被膜の状況が健全であることが確認できたため、スパン２、28 の表面含浸工が減となる。

・現地精査の結果、ひびわれ補修工について、施工の安全性（第３者損害）、施工性及び経済性を勘案のうえ、低圧注入工から充填工に変更する。

・近接目視調査の結果、トンネル上り線にて、断面修復工の補修箇所を追加する必要があり、増工となる。

・将来の維持管理性を勘案し、トンネル内の消火栓設備を防護する必要があるため、防護柵設置工が増工となる。

・トンネル内の視線誘導標（デリネーター）に破損が判明したため、破損個所の交換を行う必要があり、増工となる。

・その他、現場実測結果に基づき、施工数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）